

2010年9月10日

各 位

株式会社外為どっとコム
代表取締役社長 大畑敏久
東京都港区東新橋2丁目8番1号
金融商品取引業者
登録番号:関東財務局長(金商)第262号
／金融先物取引業協会(会員番号1509)

弊社に対する関東財務局の業務改善命令について

株式会社外為どっとコム(以下「弊社」)は本日、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められることから、関東財務局より金融商品取引法第51条の規定に基づき、下記の業務改善命令を受けました。

本行政処分は、弊社が本年7月13日午前6時45分頃に『外貨ネクスト』および『FXステージ』の取扱通貨ペア「ユーロ／円」において市場実勢と大幅に乖離したレートを配信し、当局より報告を求められ再発防止策を検討している中で、同9月6日午後3時34分から同42分にかけて『FXステージ』の取扱通貨ペア「米ドル／円」および「ユーロ／円」において、市場実勢から乖離したレートの配信を再発させたことが「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められたことにより、下されたものです。

本行政処分につきまして、平素より弊社の外国為替保証金取引をご利用いただいておりますお客様方をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、弊社役員一同、心より深くお詫び申し上げます。

弊社ではこの度の行政処分を真摯かつ厳粛に受け止め、まずは指摘事項のひとつである内部管理態勢のさらなる充実と強化を速やかに図るとともに、今後こうした障害の再発を招来しないための対策の構築と徹底、ひいては一刻も早い皆様の信頼回復へ向けて、全社一丸となって業務遂行に専心する所存でございます。

弊社では、上記2件の誤ティック配信について個別の発生原因を究明し、それぞれの再発防止策とあわせて弊社Webサイト内「[システムレポート](#)」ページにて公開しております。また、これら誤ティック配信の対応作業の進行状況に関する続報、ならびに今回の行政処分に係る経過報告等につきましては、同ページほか弊社Webサイト内にて随時開示してまいります。

記

【業務改善命令】

- (1) 本件についての責任の所在を明確化すること。
- (2) 業務運営管理態勢(特に、システムリスク管理態勢)の充実・強化に取り組むこと。
- (3) 異常レート of 提示・約定等の緊急事態が生じた場合に、状況把握と適切な対応を迅

速・適切に行えるよう、必要な対応を行うこと。

- (4) 本件の再発防止策を策定したうえで、経営陣がその十分な機能発揮の確保に取り組むこと。
- (5) 上記(1)から(4)について、その対応・実施状況を平成22年9月30日までに東京財務事務所へ書面で報告すること。

以上